

事務事業評価シート（評価実施年度：平成27年度）

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 高齢者福祉課長 杉原 雅行 電話番号 0852-22-5236

事務事業の名称	旧軍人及び未帰還者等援護事業	
目的	(1) 対象	恩給申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者
	(2) 意図	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については、自立が促進される。
事業概要	旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し、恩給申請者の軍歴等の調査確認、戦没者慰霊活動への助成、遺族等への各種給付金等支給のための裁定及び戦傷病者への療養給付等の援護を実施し、福祉の増進を図る。 また、中国を中心とした未帰還者、残留邦人等については、身元確認調査や帰国後の定着のために、経済的給付を行う支援給付制度等の援護施策を活用し、自立を促進する。	

2. 成果参考指標

(1) 指標名	特別弔慰金、特別給付金の裁定率	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
		目標値			92.00	92.00	92.00	
式・定義	年間裁定件数/年間受理件数（受理から裁定までの標準処理期間を1ヶ月とする）	実績値	87.10	93.60	95.00	92.60		%
		達成率		101.70	103.30	100.70		%
指標名		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
		目標値		0.00	0.00			
式・定義		実績値	0.00	0.00	0.00			
		達成率		0.00	0.00			%

3. 事業費

	26年度実績	27年度計画
事業費(b) (千円)	17,489	30,403
うち一般財源(千円)	12,110	13,136

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

戦没者等への遺族等に対する援護事務は、そのほとんどが法定受託事務であり、国家補償の観点から実施しているものである。このため、従来から正確で迅速な事務処理を行うための体制整備や、国による職員研修等が実施されており、概ね適切に実施できている。
 ・戦没者遺族や戦傷病者の妻等に対する特別給付金等について、遅滞なく裁定事務を行っている。（平成26年度 受付件数95件 処理件数88件）
 ・中国残留邦人等の帰国者対策については、支援給付制度の実施主体である4市町と連携を図りながら進めている。また、毎年度4市町に対して施行事務監査を実施し、適正な支援が行われるよう指導している。（平成26年度 実地監査1箇所、書面監査3箇所）

6. 成果があったこと（改善されたこと）

戦没者等の妻に対する特別給付金等の各種給付金の裁定について、正確で迅速な事務処理を行うことで対象者の福祉の増進に貢献した。
 また、支援給付制度についても、施行事務監査を通じて、実施主体である市町村の実施水準の向上を図った。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

各種給付金には請求期限があるため、時効による未請求が発生することが懸念される。特に平成27年度から開始される特別弔慰金においては新規・継続分を合わせ約2万件の請求が予定されており、請求期間（3年間）終了時に未請求による時効失権が発生することが懸念される。
 【H27年度開始 特別弔慰金請求予定数 約20,550件（前回からの継続19,700件、新規850件）】

②困っている状況が発生している「原因」

特別弔慰金制度では、請求対象遺族がいなくなった場合支給は終了するが、遺族に支給順位があり、先順位者がいなくなった場合は次順位者が請求できる等の仕組みになっている。また、請求受付は5～10年ごとに行われ、請求できる期間が定められているため、未請求による時効失権が発生することが懸念される。

③原因を解消するための「課題」

- ・時効失権を防止するため、広報活動、新規対象者への請求勧奨（案内）等を実施する必要がある。
- ・的確な請求相談が行えるよう、窓口となる市町村職員等への制度研修等を実施する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・各種給付金のうち、対象者が特定できる戦没者等の妻に対する特別給付金等については、必要に応じて受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。
- ・平成27年度から始まる特別弔慰金（請求期限：平成30年4月2日まで）については、国、県、市町村における広報の実施及び新規対象者への請求勧奨（案内）等を実施する予定である。また、市町村担当職員等への制度説明会を実施し、制度の理解を深める。
- ・中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。

◎課（室）内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。

◎上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価（任意記載）